



三重県公報

令和8年9月25日 (金)

第 757 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
575	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
576	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
577	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
578	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
579	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
580	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
581	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
582	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
583	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	5
584	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
585	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	5
586	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
587	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	6
588	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
589	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	7
590	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	7
591	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	7
592	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
593	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
594	証紙の販売人の指定	(出 納 局)	8
公 告			
	土地改良事業計画を変更した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	8
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	9
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	(同)	10
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	10
	同件	(同)	10

開発行為に関する工事の完了

(建 築 開 発 課) 11

正 誤

令和8年9月4日付け三重県公報第751号

(建 築 開 発 課) 11

告 示

三重県告示第 575 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
津桜橋眼科	津市桜橋三丁目 446 番地 39 そよら津桜橋 2 階	令和 8 年 9 月 1 日
三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック	津市羽所町 345 番地 第一ビル 2 階	令和 8 年 8 月 1 日
ねいろ心クリニック	津市河芸町中瀬 56 コーポフォーチュン C 棟 1 階 102 号室	令和 8 年 9 月 1 日
あそ整形外科リハビリクリニック	三重郡菰野町潤田 2088-1	令和 8 年 9 月 1 日
デンタルクリニック菊池歯科医院	四日市市諏訪栄町 6-3 4 d a y 1 ビル 3F	令和 8 年 8 月 1 日
ともファミリー歯科・矯正歯科 そよら津桜橋院	津市桜橋 3 丁目 446 - 39 そよら津桜橋 2 階	令和 8 年 9 月 1 日
デンタルクリニックたかはし 訪問歯科ステーション	志摩市磯部町迫間 18 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
イオン薬局津桜橋店	津市桜橋 3 丁目 446-1	令和 8 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション One Art 鈴鹿	鈴鹿市中江島町 18-20 アクティブステージ江島 303 号	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護ステーションあさなぎ	四日市市追分一丁目 8-17-2	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 576 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	変更後の名称等	変更年月日
沖中内科循環器科	鈴鹿市桜島町二丁目 1 番地 2	名称：さくらじま内科	令和 8 年 7 月 1 日
ふじハート調剤薬局	四日市市貝家町 303-4	名称：エール調剤薬局 内部店	令和 8 年 8 月 1 日
ふじ調剤薬局	鈴鹿市柳町字森 1657-2	名称：エール調剤薬局 柳店	令和 8 年 6 月 1 日

三重県告示第 577 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
こまち内科クリニック	桑名市五反田 2008-120	令和 8 年 7 月 19 日
三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック	津市羽所町 345 番地 第一ビル 2 階	令和 8 年 7 月 31 日
デンタルクリニック菊池歯科医院	四日市市諏訪栄町 6-3 4 d a y 1 ビル 3F	令和 8 年 7 月 31 日
住吉歯科	鈴鹿市住吉 1 丁目 34 番 17 号	令和 8 年 7 月 24 日
O I C 訪問歯科診療部	志摩市阿児町鶴方 5019 番地	令和 8 年 5 月 8 日

三重県告示第 578 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
前沢歯科クリニック	名張市希央台五番町 40 番地	令和 8 年 9 月 20 日

三重県告示第 579 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
宇陀 真弘	宇陀鍼灸院	松阪市嬉野津屋城町 1353-2	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 580 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
津桜橋眼科	津市桜橋三丁目 446 番地 39 そよら津桜橋 2 階	令和 8 年 9 月 1 日
三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック	津市羽所町 345 番地 第一ビル 2 階	令和 8 年 8 月 1 日
ねいろ心クリニック	津市河芸町中瀬 56 コーポフォーチュン C 棟 1 階 102 号室	令和 8 年 9 月 1 日
あそ整形外科リハビリクリニック	三重郡菰野町潤田 2088-1	令和 8 年 9 月 1 日
デンタルクリニック菊池歯科医院	四日市市諏訪栄町 6-3 4 d a y 1 ビル 3 F	令和 8 年 8 月 1 日
ともファミリー歯科・矯正歯科 そよら津桜橋院	津市桜橋 3 丁目 446-39 そよら津桜橋 2 階	令和 8 年 9 月 1 日
デンタルクリニックたかはし 訪問歯科ステーション	志摩市磯部町迫間 18 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
イオン薬局津桜橋店	津市桜橋 3 丁目 446-1	令和 8 年 9 月 1 日
訪問看護ステーション One Art 鈴鹿	鈴鹿市中江島町 18-20 アクティブステージ江島 303 号	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護ステーションあさなご	四日市市追分一丁目 8-17-2	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 581 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
沖中内科循環器科	鈴鹿市桜島町二丁目 1 番地 2	名称：さくらじま内科	令和 8 年 7 月 1 日
ふじハート調剤薬局	四日市市貝家町 303-4	名称：エール調剤薬局 内部店	令和 8 年 8 月 1 日
ふじ調剤薬局	鈴鹿市柳町字森 1657-2	名称：エール調剤薬局 柳店	令和 8 年 6 月 1 日

三重県告示第 582 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
こまち内科クリニック	桑名市五反田 2008-120	令和 8 年 7 月 19 日
三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック	津市羽所町 345 番地 第一ビル 2 階	令和 8 年 7 月 31 日
デンタルクリニック菊池歯科医院	四日市市諏訪栄町 6-3 4 d a y 1 ビル 3 F	令和 8 年 7 月 31 日
住吉歯科	鈴鹿市住吉 1 丁目 34 番 17 号	令和 8 年 7 月 24 日
ＯＩＣ訪問歯科診療部	志摩市阿児町鶴方 5019 番地	令和 8 年 5 月 8 日

三重県告示第 583 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
前沢歯科クリニック	名張市希中央五番町 40 番地	令和 8 年 9 月 20 日

三重県告示第 584 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
宇陀 真弘	宇陀鍼灸院	松阪市嬉野津屋城町 1353-2	令和 8 年 8 月 1 日

三重県告示第 585 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事 業 者 の 名 称	事 業 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450300948	株式会社ほーむ	三重県鈴鹿市南江島町 22 番地 28 号	ほーむ鈴鹿	鈴鹿市南江島町 22 番 28 号	児 童 発 達 支 援、放課後等デイサービス	令和 8 年 9 月 1 日
2450501321	社会福祉法人洗心福祉会	三重県津市本町 26 番地 13 号	放課後等デイサービス P a s o ・ はなこま	津市高茶屋小森町 1316-3	放課後等デイサービス	令和 8 年 9 月 1 日
2450800491	B l o o m トラスト合同会社	三重県松阪市松名瀬町 4 番地 3	B l o o m k i d s 小俣	伊勢市小俣町湯田 445-2	児 童 発 達 支 援、放課後等デイサービス	令和 8 年 9 月 1 日

三重県告示第 586 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450300807	株式会社 81 b r i d	愛知県豊橋市神ノ輪町 68 番地	ほーむ鈴鹿	鈴鹿市南江島町 22 番 28 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 8 月 31 日
2451200170	株式会社メディソップ	三重県名張市東町 1697 番地 1	あゆみの児童発達支援 伊賀	伊賀市小田町 266 番 1	児童発達支援（共生型）、放課後等デイサービス（共生型）	令和 8 年 8 月 31 日

三重県告示第 587 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410101477	株式会社翠	三重県いなべ市大安町石樽南 203 番地 16	訪問介護 7	桑名市桑部 1509-18	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 9 月 1 日
2410302356	株式会社 c o c o r o	三重県鈴鹿市土師町 616 番地 2	ケアステーション心の森	鈴鹿市土師町 616 番地 2	居宅介護	令和 8 年 9 月 1 日
2410504068	合同会社 A l i g h t H u b	三重県津市阿漕町津興 2464 番地	訪問介護ソレイリス	津市阿漕町津興 2464 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 9 月 1 日
2411300888	株式会社シーヒューマン	東京都中央区銀座四丁目 10 番 2 号銀座伊勢太ビル 5 階	ケアセンターもみじ	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街区 1812-13	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 9 月 1 日
2410101469	合同会社イマカラ	三重県桑名市末広町 10 番地オリーブビル 2 階	ライフミッション	桑名市末広町 10 番地オリーブビル 2 階	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援	令和 8 年 9 月 1 日
2411200922	株式会社ふおれすと	三重県伊賀市ゆめが丘六丁目 25 番地 1	ふおれすと	伊賀市ゆめが丘六丁目 25 番地 1	就労継続支援 A 型	令和 8 年 9 月 1 日
2410101485	合同会社ジョイフォレスト	三重県桑名市大字西汰上 478 番地 1	就労継続支援 B 型事業所あおぞら	桑名市野田 1 丁目 14-11	就労継続支援 B 型	令和 8 年 9 月 1 日
2410302349	株式会社 c o c o r o	三重県鈴鹿市土師町 616 番地 2	心の森 矢橋店	鈴鹿市矢橋 1 丁目 10 番 18 号	就労継続支援 B 型	令和 8 年 9 月 1 日
2410504050	株式会社 A T S	大阪府大阪市北区梅田一丁目 3 番 1-600	リムニーテラス三重店	津市久居新町 1023-2 青木ビル 1 階	就労継続支援 B 型	令和 8 年 9 月 1 日

三重県告示第 588 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2412830065	有限会社訪問介護ひまわり	三重県度会郡南伊勢町船越 718 番地	訪問介護ひまわり	度会郡南伊勢町船越 718 番地	居宅介護	令和 8 年 7 月 31 日

2412900504	合同会社心 r o a d ころーど	三重県志摩市阿児 町鶴方 991 番地 2	就労継続支援 B 型 事業所 心 r o a d ころーど	志摩市阿児 町鶴方 991 番 地 2	就労継続支援 B 型	令和 8 年 8 月 31 日
------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------------------	---------------------------	---------------	--------------------

三重県告示第 589 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の 種 別	医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	標ぼうしている 診 療 科 目	担当しようとする 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
薬局	エンゼル薬局 桑名中 央店	桑名市中央町五丁目 34 番		薬局	令和 8 年 9 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション One Art 鈴鹿	鈴鹿市中江島町 18-20-303		訪問看護	令和 8 年 9 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション メープル	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街 区 1812-13		訪問看護	令和 8 年 9 月 1 日

三重県告示第 590 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出がありました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の 種 別	医 療 機 関 の 名 称	医療機関の名称又は所在地		標ぼうしている 診 療 科 目	担当しようとする 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	エール調剤薬局 岡田店	おかだ調剤薬 局	エール調剤薬 局 岡田店		薬局	令和 8 年 4 月 1 日

三重県告示第 591 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 13 年 6 月 22 日 第 1 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事組合長 前川 温仁	三重県津市一色町 211 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
長谷川 彰	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419028

三重県告示第 592 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 南濃北勢線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町阿下喜字上北田 2212 番 1 地先から	旧	8.2～10.1	76.8
いなべ市北勢町阿下喜字上北田 2210 番 1 地先まで	新	6.0～10.1	76.8

三重県告示第 593 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 南濃北勢線	いなべ市北勢町阿下喜字上北田 2205 番 3 地先から いなべ市北勢町阿下喜字上北田 2205 番 7 地先まで	令和 8 年 9 月 25 日
県道 平津菰野線	四日市市山城町字穴田 1132 番 1 地先内	令和 8 年 9 月 25 日
県道 小牧小杉線	四日市市山城町字南屋敷 1042 番地先から 四日市市山城町字穴田 1110 番地先まで	令和 8 年 9 月 25 日
県道 上野大山田線	伊賀市蓮池字蓮池代 2188 番 2 地先から 伊賀市蓮池字蓮池代 3462 番 3 地先まで	令和 8 年 10 月 1 日
県道 上野大山田線	伊賀市蓮池字大北 3144 番 1 地先内	令和 8 年 10 月 1 日
県道 上野大山田線	伊賀市蓮池字大北 3116 番地先から 伊賀市蓮池字大北 689 番 1 地先まで	令和 8 年 10 月 1 日

三重県告示第 594 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり証紙の販売人を指定しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 販売人の住所
四日市市日永 5 丁目 3 番 16-1 号
- 販売人の氏名又は名称
株式会社 ドゥ・サービス・オオタ
代表取締役 太田 隼輝
- 販売所の名称及び所在地
ローソン S 四日市市総合会館
四日市市諏訪町 2-2
- 販売人指定年月日
令和 8 年 9 月 10 日
- 販売開始年月日
令和 8 年 9 月 24 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 一般整備型 小規模 浄土池地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づ

き、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年9月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和8年9月28日から同年10月26日まで
- 縦覧の場所
鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年9月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマナカアルテ津新町
津市博多町136-1
- 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ヤマナカ	中野 義久	愛知県名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1
D C M株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号
岩井 勝己	岩井 勝己	三重県鈴鹿市東玉垣町2585-1
ハローブック株式会社	後藤 幸久	愛知県一宮市北方町北方字東泉屋郷134番地
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
株式会社ココカラファイングループ	塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社ヨシムラ	吉村 勝行	三重県津市博多町136-1

（変更後）

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ヤマナカ	中野 義久	愛知県名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1
D C M株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井6丁目22番7号
岩井 勝己	岩井 勝己	三重県鈴鹿市東玉垣町2585-1

株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地
株式会社ココカラファイングループ	塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号
株式会社ヨシムラ	吉村 勝行	三重県津市博多町 136-1

- 3 変更年月日
令和 8 年 3 月 1 日
- 4 変更理由
小売業者の退店、代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和 8 年 9 月 7 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 9 月 25 日から令和 9 年 1 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM四日市泊店
四日市市泊小柳町 2-17
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
5,447 m²
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m²以下となる年月日
令和 7 年 5 月 11 日
- 5 変更の理由
店舗閉店のため

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル津河芸店
三重県津市河芸町杜の街四丁目 579-2 及び 774-2
三重県鈴鹿市郡山町字大野 1804-71
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 9 月 25 日から同年 10 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル津藤方店
三重県津市藤方字西太田 571 番 ほか
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 9 月 25 日から同年 10 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 9 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 9 月 3 日	伊賀市大内字小廻り 330-2 ほか 10 筆及び大野木字喜撰戸 2124-5 の一部ほか 4 筆	大阪府堺市堺区翁橋町一丁 1-1 ミナルコ株式会社 代表取締役 柳生 宗一

正 誤

令和 8 年 9 月 4 日付け三重県公報第 751 号に登載しました、開発行為に関する工事の完了の公告中

ページ 行 誤 正
2 19 海原 琢磨 海原 琢磨

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>